

平成 2 4 年度 事業 報告

暴力団は、警察の取締りや県市町村における暴力団排除条例の施行による暴力団排除活動等の強力な推進により、組織実態や活動形態をより一層不透明化させ、その不法行為は、県民の日常生活や企業、行政機関等あらゆる分野に及んでいる。

また、一般会社の企業活動を偽装するなどして社会経済に潜り込み、多種多様な資金獲得活動をしており、県民の日常生活や経済活動に大きな不安と脅威を与えている。

このような情勢の中、積極的な広報啓発活動による暴排意識の高揚を図り、複雑多様化する暴力相談に的確に対応するとともに、不当要求防止責任者講習、暴排講話等を実施して被害の防止に努めた。

また、地域、職域における各種活動への支援など、暴力団排除活動の中核として、警察及び関係機関・団体との連携の下、次の事業を推進した。

事業名	実施事項	実施内容
1 知識の普及及び広報啓発事業	(1) 広報誌などの作成活用	<p>ア 暴追センターの事業や県内の暴力団情勢と動向、不当要求、被害の実態等を紹介して県民の暴力団排除意識の高揚に資するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関誌「すくらむ」 10,000部 ・暴力追放ポスター 2,500部 ・暴力追放カレンダー 750部 ・全国センター資料 6,125部 <p>等を作成して、幅広く配布した。</p> <p>イ ホームページによる広報 ホームページにより、暴力団情勢、不当要求防止責任者講習会の開催案内、暴排ビデオ・DVDの無料貸し出しなど、暴力団員による被害の防止等の各種広報をタイミングよく行い、暴力団からの被害の防止等に努めた。</p> <p>ウ 暴追センターニュースの発行 暴力団排除意識の高揚と暴力団からの被害の防止に寄与するため、賛助会員等に対して、不当要求への対応要領や最新の全国における暴力団対策に関する情報等を記載した暴追センターニュースを21回発行して、メール送信、ファックス送信及び郵送により配信し、好評を得るなど暴排と被害防止に効果を上げた。</p> <p>エ 要請に応じて不当要求対応のビデオテープ(DVD)の無料貸出(14回)を積極的に行い、暴力団からの被害防止を図った。</p>
	(2) 県民大会の開催	<p>10月29日に「第23回暴力団根絶福島県民大会」をいわき市のいわき芸術文化交流館アリオスで開催し、県内の各地域、職域等の暴力団排除団体関係者及び一般市民等約1,200名の参加を得て、第1部では暴力団根絶活動功労7団体、9個人について表彰を行い、暴力団根絶意識の高揚を図るとともに、暴力団追放三ない運動推進の大会宣言を満場一致で採択した。</p> <p>第2部では、「最近の暴力団等の情勢と暴力団排除条例」と題して、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長村上泰氏が講演し、社会全体での暴力団排除の必要性の周知を図った。</p>
	(3) 企業対象暴力、行政対象暴力等の排除広報	<p>企業対象暴力、行政対象暴力等の対策のため、各企業や関係機関と連携を強化するとともに、被害防止のための資料等の作成配布、講習を実施して関係者の意識の高揚を図った。</p>
	(4) 暴追センターの認知度のアップ	<p>暴追センターが効果的に県民に活用されるためには、暴追センターの活動が広く県民に認知されることは必要不可欠であり、各種講演会、研修会、不当要求防止責任者講習などにおいて積極的に広</p>

		報を行った。
2 民間の暴力排除組織活動支援事業	(1) 暴力団排除活動に対する支援活動	地域、職域などの暴力団排除団体が主催する各種大会等に積極的に参加、出席して挨拶、講演などを行うとともに、機関誌をはじめ各種広報資料を配布して暴力団排除意識の高揚を図った。
	(2) 暴排パトロール活動への支援	県内の福島地区、郡山地区、須賀川地区、白河地区、会津若松地区、いわき中央地区、いわき東地区、南相馬地区の8地区に係る暴力団排除重点モデル地区活動に関し、活動促進のための助成金を交付するとともに、広報資料を配布し各種情報交換に努めた。
	(3) 暴排組織活動への支援	県内の暴力団排除組織に対して、効果的な暴力団排除活動の促進化を図るため、広報資料を配布したほか助成金を交付した。
	(4) 祭礼等から暴力団露店商の排除活動	暴力団の資金源となっている暴力団関係者の露店の出店を排除するため、下記のとおり関係団体の総会に出席し、専務理事が挨拶の中で暴力団の現状と福島県暴力団排除条例規定の祭礼等からの暴排徹底について、取り組み強化の協力要請等を行った。
	(5) 講演活動	各地域、職域で開催される各種研修会に出席して、各種資料を配布しながら講演を行い、暴排意識の高揚に努めた。
3 暴力団に関する相談事業	(1) 暴力相談活動	重点指向の一つである暴力相談の受理状況は、次表のとおりであり、相談受理件数は542件で前年比+85件であった。 これらの相談については、暴力追放相談委員による適切な指導、助言を行ったほか、事案によっては、警察への通報、弁護士の紹介など関係機関との連携により事案の迅速な解決を図った。
	(2) 民暴110番協定の効果的活用	県弁護士会民事介入暴力対策委員会、警察本部と連携し、民暴110番協定の下、民暴協議会を開催し、意見の交換及び情報の交換を行い、効果的運用による被害防止と被害の早期回復に努めた。
4 少年問題に関する暴力団の排除事業	(1) 広報啓発活動	暴力団に関する実態、暴力団対応要領及び福島県暴力団排除条例の少年に関する内容の概要を記載した「少年を暴力団から守るために」と題する広報・啓発資料を各種会議や研修会で配布するなどして、少年に及ぼす暴力団の影響の排除活動を実施した。
	(2) 関係機関との連携による対策の推進	暴力団が少年に及ぼす影響を排除し、少年を暴力団から守るため、警察本部少年課と連携を密にし、少年の暴力団関連相談の迅速、適正な処理に努めたほか、関係者に対する研修、講話を行った。
5 暴力団からの離脱者援助活動	暴力団社会復帰対策協議会活動等の推進	ア 暴力団からの離脱及び社会復帰希望者を支援するため、関係機関との連携を強化し、協議会の活性化と加盟企業の拡大に努めたほか、相談業務等を通じ離脱者・社会復帰者に対する指導、助言を行った。
6 責任者講習	(1) 受講者の拡大	公安委員会から委託を受けた「不当要求防止責任者講習」について、暴力団からの不当要求による被害を防止するための講習であることを、機関誌、ホームページ等により広く広報し、実施計画に基づき、4月26日から翌年2月1日にかけて、

		<p>6方部（福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市及び南相馬市）の借り上げ各施設の会場において、27回（うち2回は臨時講習）実施し、1,342名（前年比+58名）が受講し、受講者に対するアンケート調査の結果、そのほとんどが講習内容の良さと受講の必要性を痛感していた。講習教材は、「不当要求防止責任者教本（暴力団撃退マニュアル）」、「行政対象暴力の現状と対策」、「企業対象暴力の現状と対策」及び「暴力団の介入を防止するために（暴力団排除条項活用のススメ）」を基本として活用し、その他に機関誌「すくらむ」を配付した。</p>
	(2) 受講者のニーズに応える講習の実施	<p>受講者のニーズに応えるため、具体的な事例を取り入れたほか、上記講習のうち、下記のとおり県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士による講話を実施し、講習内容の充実を図った。</p>
7 暴力団からの被害者救済事業	(1) 訴訟費用等の貸付事業	<p>暴力団員から受けた物的被害の修復費用、暴力団関係者との契約解除に要する費用、暴力団組事務所の撤去などの訴訟費用等に関する貸付希望はなかった。</p>
	(2) 見舞金支給事業	<p>暴力団員による不当な行為による傷害事件等の被害者及び物的損害の被害者に対しての見舞金の支給はなかった。</p>
8 少年指導委員に対する研修事業	研修会の開催及び資料提供	<p>警察本部少年課が開催した少年指導委員研修会へ出席し、暴力団加入阻止に関する講演を行い、暴力団に関する実態、暴力団対応要領及び福島県暴力団排除条例の少年に関する内容の概要を記載した「少年を暴力団から守るために」と題するリーフレット、機関誌「すくらむ」など関係資料を配付した。</p>
9 暴力団対策の調査研究事業	(1) 調査、資料収集	<p>全国暴迫センター、警察本部等関係機関・団体、県民及び公刊誌等幅広い分野から暴力団の動向等の資料収集等に努めるとともに、賛助会員等に必要な情報を提供するなど情報の有効活用を図った。</p>
	(2) 暴力団根絶モニター活動	<p>平成24年度暴力団根絶モニター研修会を開催し、暴力団根絶活動の普及及び啓発活動の活性化を図り、情報交換を行った。</p>
	(3) 関係センター等との連携	<p>ア 全国暴迫センター及び各県暴迫センターとの連携を一層強化して各種の情報交換を行い、業務運営等に反映させた。</p>